

○火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示

(昭和四十九年二月十六日)

(通商産業省告示第五十八号)

改正	昭和四十九年	十一月	二〇日	通商産業省告示第四六五号		
	同	五十九年	八月	八日	同	第三六〇号
	平成	二年	八月	六日	同	第三〇七号
	同	二年	九月	二五日	同	第三七〇号
	同	八年	六月	一二日	同	第二八一号
	同	一〇年	三月	二六日	同	第一四八号
	同	一三年	一月	一八日	経済産業省告示第	三一号
	同	一六年	三月	三一日	同	第一一九号
	同	一六年	三月	三一日	同	第一二〇号
	令和	三年	三月	一日	同	第 二七号
	令和	三年	四月	五日	同	第 七九号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四条第一項第四号、第四号の二及び第二十七号並びに第五条第一項第三号、第九号及び第二十号の規定に基づき、火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示を次のように定めたので、告示する。

なお、昭和三十六年一月通商産業省告示第十四号（火薬類取締法施行規則に基づく危険工室等からもつぱら当該製造所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離等を定める件）は、廃止する。

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(保安距離)

第二条 規則第四条第一項第四号の保安物件がもつぱら当該製造所の事業の用に供する施設である場合において、危険工室等からその施設に対してとるべき保安距離は、次の各号に掲げる距離とする。

一 当該施設が守衛又は管理人の詰所その他当該製造所を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の四分の一の距離（その距離が同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する第三種保安物件に対する保安距離の二分の一の距離に満たない場合は、当該二分の一の距離）

二 当該施設が前号に掲げるもの以外のものである場合には、保安物件の種類に応じて規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る保安距離の二分の一の距離（その距離が保安物件の種類に応じて同号の表に掲げる当該危険工室等の区分に係る最少の停滞量に係る同号に規定する保安距離に満たない場合は、当該保安距離）

(保安間隔)

第三条 規則第四条第一項第四号の二の保安間隔は、次の各号に掲げる距離とする。

一 危険工室等に対しては、別表の保安間隔の項に掲げる距離

二 危険区域外にある施設（次号及び第四号に掲げる施設を除く。）に対しては、前号に規定する距離

三 煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある施設であつて、火薬類の製造作業に直接関係のないもの（次号に掲げるものを除く。）に対しては、規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離（当該施設が第一種保安物件に該当

するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する距離)

四 煙火等の製造所以外の製造所の危険区域外にある現場事務所以外の事務所、試験研究施設、食堂（従業員の用に供するものに限る。）及び駐車場に対しては、規則第四条第一項第四号に規定する当該危険工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の二分の一に相当する距離

五 前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離
（放爆式構造及び準放爆式構造の基準）

第四条 規則第四条第一項第四号の二ただし書の放爆式構造及び準放爆式構造の基準は、次条から第七条までに定めるとおりとする。

（放爆式構造の構造基準）

第五条 放爆式構造の構造基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 放爆面にできるだけ大きい出入口及び窓を設け、放爆面は、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。
- 二 放爆面以外の三方の壁は、第七条第一項第一号に規定する危険工室（停滞量が十キログラム以下の爆薬の危険工室を除く。）にあつては厚さ五十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の構造とし、その他の危険工室にあつては次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。

危険工室の区分		壁の構造	
信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬（以下「煙火等」という。）以外の火薬類の危険工室	爆発の危険のある危険工室	停滞量が三百キログラムを超える場合	厚さ五十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が百キログラムを超え三百キログラム以下である場合	厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が四キログラムを超え百キログラム以下である場合	厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が四キログラム以下の場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
	発火の危険のある危険工室	停滞量が六百キログラムを超える場合	厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
		停滞量が六百キログラム以下の場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
煙火等の危険工室	爆発の危険のある危険工室	停滞量が三十キログラムを超える場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
		停滞量が三十キログラム以下の場合	厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十五センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
	発火の危険のある危険工室	厚さ十二センチメートル以上の鉄網セメントモルタル塗り若しくは厚さ十センチメートル以上のコンクリートブロック造又はこれらと同等の強度及び耐火性を有する構造	
この表において、停滞量は、火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬についていう			

ものとする。

三 屋根は、第七条第一項第一号に規定する危険工室（停滞量が十キログラム以下の爆薬の危険工室を除く。）にあつては放爆方向に上向きに傾斜し、かつ、その基部において厚さ五十センチメートル以上の、その先端において厚さ三十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の構造とし、その他の危険工室にあつては放爆方向に下向きに傾斜し、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。

（準放爆式構造の構造基準）

第六条 準放爆式構造の構造基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 放爆面にできるだけ大きい窓を設け、放爆面は、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。
- 二 放爆面以外の三方の壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。

危険工室の区分			壁の構造
煙火等以外の火薬類の危険工室	爆発の危険のある危険工室	停滞量が四キログラムを超える場合	厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が四キログラム以下の場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
	発火の危険のある危険工室		厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
煙火等の危険工室	爆発の危険のある危険工室	停滞量が三十キログラムを超える場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
		停滞量が三十キログラム以下の場合	厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十五センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
	発火の危険のある危険工室		厚さ十二センチメートル以上の鉄網セメントモルタル塗り若しくは厚さ十センチメートル以上のコンクリートブロック造又はこれらと同等の強度及び耐火性を有する構造
この表において、停滞量は、火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量についていうものとする。			

三 屋根は、放爆方向に下向きに傾斜し、爆発又は発火の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。

四 出入口は、放爆面以外の壁に設け、その幅は、一・五メートルを超えないこと。

2 煙火等の爆発の危険のある工室については、前項の規定にかかわらず、L字型の準放爆式構造とすることができる。この場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 放爆面にできるだけ大きい出入口及び窓を設け、放爆面は、爆発の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。
- 二 放爆面以外の二方の壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。

危険工室の区分	壁の構造
停滞量が三十キログラムを超える場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
停滞量が三十キログラム以下の場合	厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十五センチメートル以上の補強コンクリートブロック造

三 屋根は、少なくとも一方の放爆方向に下向きに傾斜し、爆発の際抵抗が少なく、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。

(放爆式構造又は準放爆式構造とすることができる危険工室)

第七条 放爆式構造とすることができる工室は、次の各号に掲げる危険工室とする。

- 一 停滞量が百キログラム以下の爆薬（起爆薬及び亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬を除く。）の危険工室
- 二 停滞量が十五キログラム（水分を十五パーセント以上含んでいる場合には、三十キログラム）以下の起爆薬（アジ化鉛を除く。）の危険工室
- 三 停滞量が五キログラム以下のアジ化鉛の危険工室
- 四 停滞量が十五キログラム以下の亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室
- 五 停滞量が六百キログラム以下の火薬（黒色火薬を除く。）の危険工室
- 六 停滞量が五百キログラム以下の黒色火薬の危険工室
- 七 停滞量が六百キログラム以下のロケットの危険工室
- 八 工業雷管の危険工室
- 九 電気雷管の危険工室
- 十 電気導火線の危険工室
- 十一 銃用雷管の危険工室
- 十二 信号雷管の危険工室
- 十三 導火線の危険工室
- 十四 導爆線の危険工室
- 十五 実包又は空包の危険工室
- 十六 火管の危険工室
- 十七 信管の危険工室
- 十八 停滞量が三百キログラム以下のコンクリート破砕器の危険工室
- 十九 停滞量が六十キログラム以下の煙火等の危険工室
- 二十 停滞量が二十キログラム以下の火薬又は爆薬を使用した火工品（第六号から前号までに掲げるものを除く。）の危険工室

2 準放爆式構造とすることができる工室は、次の各号に掲げる危険工室とする。

- 一 前項第二号から第四号及び第八号から第二十号までに掲げる危険工室
- 二 停滞量が十キログラム以下の爆薬（起爆薬及び亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬を除く。）の危険工室
(危険工室等の接続の基準)

第八条 規則第四条第一項第四号の二ただし書の危険工室等の接続の基準は、次条から第十一条までに定めるとおりとする。

(接続できる場合)

第九条 危険工室等を接続することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 両方の危険工室が放爆式構造である場合
- 二 両方の危険工室が準放爆式構造である場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、両方の危険工室等が次のイからナまでの一のみに該当する場合
イ カーリットその他過塩素酸塩を主とする爆薬の危険工室（混和工程の作業を行う危険工室にあ

つては、停滞量が三百キログラム以下のものに限る。)

- ロ ニトログリセリン、ニトログリコール及び過塩素酸塩を含有せず、かつ、ニトロ化合物が十パーセント以下である硝安爆薬その他硝酸塩を主とする爆薬の危険工室
- ハ 起爆薬の危険工室
- ニ 停滞量が三百キログラム以下のダイナマイトその他硝酸エステルを主とする爆薬の危険工室
- ホ ニトロ基を三以上含むニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬の危険工室（溶融工程、混和工程又は乾燥工程の作業を行う危険工室を除く。）
- ヘ 停滞量が六百キログラム以下のペンタエリスリットテトラナイトレート of the 危険工室
- ト 亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室
- チ 停滞量が六百キログラム以下の黒色火薬の危険工室（圧磨工程の作業を行う危険工室を除く。）
- リ 火薬（黒色火薬を除く。）の危険工室（停滞量が、無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬の乾燥工程又は静置工程の作業を行う危険工室にあつては六トン以下、その他の危険工室にあつては二トン以下のものに限る。）
- ヌ ロケットの推進の用に供せられる無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬、硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬の仕上工程の作業を行う危険工室（停滞量が十トン以下のものに限る。）又はロケットの危険工室（停滞量が十トン以下のものに限る。）
- ル 工業雷管、電気雷管又は電気導火線の危険工室（添装薬製造工程の作業を行う危険工室及び停滞量が三万個以上の包装収かん工程の作業を行う危険工室を除く。）
- ヲ 銃用雷管の危険工室
- ワ 信号雷管の危険工室
- カ 実包又は空包の危険工室
- ヨ 火管又は信管の危険工室
- タ 導爆線の危険工室
- レ 導火線の危険工室
- ソ 弾薬又は特殊弾の危険工室（停滞量が、仕上工程の作業を行う危険工室にあつては六百キログラム以下、その他の危険工室にあつては三百キログラム以下のものに限る。）
- ツ 停滞量が三百キログラム以下のコンクリート破砕器又はこれに使用する原料用火薬の危険工室
- ネ 煙火等の危険工室（乾燥工程の作業を行う危険工室を除く。）
- ナ 煙火等の日乾場又は乾燥工程の作業を行う危険工室

(接続の方法)

第十条 二以上の危険工室を接続する場合には、できるだけそれぞれの危険工室の短辺が接続面となるように接続しなければならない。

- 2 前条第一号に規定する場合には、三棟以上接続してはならない。ただし、接続するすべての放爆式構造の危険工室における火薬類の製造がもつぱら機械によつて行われ、当該機械の運転中に当該接続するすべての放爆式構造の危険工室内に作業者が立ち入らない場合には、この限りでない。

(隔壁)

第十一条 危険工室等を接続する場合には、接続面に隔壁を設けなければならない。ただし、第九条第一号又は第二号に規定する場合には、接続面の壁を隔壁とみなすことができる。

- 2 第九条第一号に規定する場合には、隔壁は、危険工室の放爆方向に一メートル以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面（屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面）から五十センチメートル以上高くしなければならない。ただし、接続される両方の危険工室が起爆薬又は亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬の危険工室である場合には、この限りでない。
- 3 第九条第二号に規定する場合であつて、導火線の危険工室又は煙火等の危険工室を接続する場合には、隔壁は、危険工室の放爆方向に五十センチメートル以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面（屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面）から五十センチメートル以上高くし、両方の危険工室（L字型の準放爆式構造の危険工室を除く。）の出入口が隔壁の隣辺にあると

きは、出入口がある辺と前面の壁とが一体となつて連続し、かつ、その開口部が相互に向き合うことがないように袖壁を設けなければならない。

4 第九条第三号に規定する場合には、隔壁は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 隔壁は、次の表の上欄に掲げる危険工室等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造とすること。この場合において、同表の上欄に掲げる危険工室等の区分において異なつた区分に属する危険工室等を接続するときは、それぞれの危険工室等の区分に係る同表の下欄に掲げる隔壁の構造の両方を満たす構造としなければならない。

危険工室等の区分			隔壁の構造
煙火等以外の火薬類の危険工室等	爆発の危険のある危険工室等	停滞量が三百キログラムを超える場合	厚さ五十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が百キログラムを超え三百キログラム以下である場合	厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が百キログラム以下の場合	厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
	発火の危険のある危険工室等	停滞量が二千キログラムを超える場合	厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造
		停滞量が六百キログラムを超え二千キログラム以下である場合	厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
		停滞量が六百キログラム以下の場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
煙火等の危険工室等	爆発の危険のある危険工室等	停滞量が三十キログラムを超える場合	厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
		停滞量が三十キログラム以下の場合	厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十五センチメートル以上の補強コンクリートブロック造
	発火の危険のある危険工室等	厚さ十二センチメートル以上の鉄網セメントモルタル塗り若しくは十センチメートル以上のコンクリートブロック造又はこれと同等の強度及び耐火性を有する構造	
この表において停滞量は、火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量についていうものとする。			

二 隔壁の基礎は、爆発又は発火の際転倒しないよう堅固であること。

三 隔壁は、両側に一メートル以上張り出し、その頂辺は、危険工室の屋根の表面（屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面）から五十センチメートル以上高くすること。

（定員の範囲）

第十二条 規則第五条第一項第三号の人数の範囲は、別表の定員の範囲の項に掲げる人数とする。

（停滞量等の範囲）

第十三条 規則第五条第一項第九号の数量の範囲は、別表の停滞量の範囲の項及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲の項に掲げる数量とする。

附 則 （昭和五九年八月八日通商産業省告示第三六〇号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に許可を受けている直径八十センチメートル以上の打揚煙火の玉込工程の

停滞量の範囲については、この告示の施行の日から一月間は、なお従前の例による。

改正文（平成二年九月二五日通商産業省告示第三七〇号）抄

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（平成二年通商産業省令第四十三号）の施行の日（平成二年十月一日）から適用する。

改正文（平成一〇年三月二六日通商産業省告示第一四八号）抄

平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月一八日経済産業省告示第三一号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

改正文（平成一六年三月三一日経済産業省告示第一一九号）抄

平成十六年三月三十一日から施行する。

改正文（平成一六年三月三一日経済産業省告示第一二〇号）抄

平成十六年十月一日から施行する。

改正文（令和三年三月一日経済産業省告示第二七号）抄

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行の日から施行する。

改正文（令和三年四月五日経済産業省告示第七九号）抄

公布の日から施行する。

別表（第三条、第十二条、第十三条関係）

危険工室等の区分		作業工程等の区分	停滞量の範囲（以下）	同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量の範囲（以下）	定員の範囲			保安間隔 メートル（以上）	
製造する火薬類の種類	作業工程等の区分				作業者 人（以下）	運搬者 人（以下）	試料採取者 人（以下）		
(1)	ニトログリセリン若しくはニトログリコール又はこれらの混合物	硝化工程	2,000キログラム	1日分	4	2	0	$3.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		洗浄工程	4,000キログラム		3	2	1		
		廃酸分離工程	10キログラム		2	0	0		
(2)	ニトロセルローズその他の硝酸エステル（（1）の欄、（3）の欄及び（4）の欄に掲げるものを除く。）	風乾工程	1,000キログラム		5	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		湿薬秤量工程	2,000キログラム		4	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		乾燥工程	3,000キログラム		5	3	1	$3.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		乾薬秤量工程	500キログラム		4	2	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		一時置場	5,000キログラム		0	4	1		
(3)	ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬（ニトログリセリン及びニトログリコールを含有する爆薬を含む。）	配合工程	1,000キログラム	0.5日分	5	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		成型工程	1,000キログラム		2	4	1		
		一時置場	6,000キログラム		0	3	1		
(4)	ニトロ基を3以上含むニトロ化合物若しくはこれを主とする爆薬又はペンタエリスリットテトラナイトレート（ニトログリセリン及びニトログリコールを含有せず、かつ、ニトロ化合物を10パーセントを超えて含有している爆薬を含む。）	硝化工程	硝化3回分（連続硝化の場合にあつては2,000キログラム）	1日分	1	3	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		風乾工程	5,000キログラム		6	3	2	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		粉碎ふるい分け工程	3,000キログラム		8	2	2	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		熔融工程	2,000キログラム		1	0	3	1	
		てん薬工程	2,000キログラム		2	0	3	2	
		混和工程	1,500キログラム	0.5日分	6	2	1		
		乾燥工程	3,000キログラム		6	2	2		
		含水爆薬製造工程	3,000キログラム（火薬類は湿状に限る。）	0.5日分	1	5	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場	6,000キログラム		0	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
(5)	カーリットその他過塩素酸塩を主とする爆薬（ニトログリセリン及びニトログリコールを含有せず、かつ、ニトロ化合物が10パーセント以下で塩素酸塩を含有している爆薬を含む。）	混和工程	600キログラム	0.5日分	6	3	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	
		てん薬工程	6,000キログラム		1	5	4	1	
		含水爆薬製造工程	3,000キログラム（火薬類は湿状に限る。）	0.5日分	1	5	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場（過塩素酸塩が10パーセント以下の爆薬の一時置場を除く。）	6,000キログラム		0	3	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$	

	む。)	一時置場(過塩素酸塩が10パーセント以下の爆薬の一時置場に 限る。)	6,000キログラム		0	3	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(6)	ニトログリセリン、ニトログリコール及び過塩素酸塩を含有せず、かつ、ニトロ化合物が10パーセント以下である硝安爆薬又は硝酸塩を主とする爆薬	硝安爆薬製造工程	2,000キログラム	0.5日分	20	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		硝安油剤爆薬製造工程	3,000キログラム	0.5日分	15	2	1	
		含水爆薬製造工程	3,000キログラム(火薬類は湿状に限る。)	0.5日分	15	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場	6,000キログラム		0	3	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(7)	起爆薬	ジアゾジニトロフェノールの化成工程	300キログラム	1日分	7	2	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		その他の起爆薬の化成工程	30キログラム	1日分	4	2	1	
		混和工程	30キログラム	1日分	3	2	1	
		乾燥工程	100キログラム		2	2	0	$6.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		ふるい分け工程	6キログラム		1	1	1	
		起爆薬一貫製造工程	30キログラム	1日分	3	2	1	
		湿起爆薬一時置場	500キログラム		0	2	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		乾起爆薬一時置場	200キログラム		0	1	0	$6.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(8)	亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬	混和工程	30キログラム	1日分	3	2	1	$6.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		てん薬工程	30キログラム		3	2	1	
		一時置場	200キログラム		0	1	0	
(9)	無煙火薬	乾餅工程	300キログラム	1日分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		湿餅工程	6,000キログラム	1日分	8	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		配合工程	600キログラム	1日分	3	2	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		溶剤成型工程	1,000キログラム		9	4	1	
		無溶剤成型工程	1,000キログラム		9	4	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		乾燥工程	6,000キログラム		4	2	1	
		湿餅乾燥工程	12,000キログラム		4	2	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		静置工程	20,000キログラム		5	4	2	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		仕上工程	10,000キログラム		20	4	2	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		球状薬製造工程	2,500キログラム	1日分	6	3	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		注造薬製造工程	20,000キログラム		4	4	1	
		一時置場	40,000キログラム		0	4	2	
(10)	硝酸エステルを主とする火薬(9)の欄に掲げるものを除	配合工程	6,000キログラム	1日分	8	2	1	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		成型工程	1,000キログラム		9	4	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		乾燥工程	12,000キログラム		4	2	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$

	く。)							
		静置工程	20,000キログラム		5	4	2	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		仕上工程	10,000キログラム		15	4	2	
		一時置場	40,000キログラム		0	4	2	
(11)	過塩素酸塩を主とする火薬又はロケットの推進の用に供する硝酸塩を主とする火薬	配合工程	2,000キログラム	1日分	6	5	2	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		成型工程	2,000キログラム		12	5	3	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		仕上工程	4,000キログラム		20	6	2	
		一時置場	6,000キログラム		0	4	2	
(12)	黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬 ((11) の欄に掲げるものを除く。)	製造工程(圧磨工程及び乾燥工程を除く。)	800キログラム	0.5日分	8	2	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		圧磨工程	120キログラム		2	1	0	
		乾燥工程	4,000キログラム		4	2	0	
		一時置場	6,000キログラム		0	3	2	
(13)	ロケット及びロケットの推進の用に供する過塩素酸塩を主とする火薬	製造工程(配合工程を除く。)	無制限		20	6	2	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		配合工程	無制限	1日分	6	5	2	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		一時置場	無制限		0	6	0	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(14)	工業雷管	添装薬製造工程	400キログラム		3	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		添装薬てん薬工程	40キログラム		2	1	1	$4.3 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		爆粉てん薬工程	爆粉2キログラム 雷管 1,000個(準備工室にあつては6キログラム)		2	1	1	
		仕上工程	5,000個		2	1	1	
		包装収かん工程	100,000個		7	2	1	
		一時置場	2,000,000個		0	2	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(15)	電気雷管	原管除湿工程	100,000個		2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		点火薬製造工程	20キログラム	1日分	2	1	1	
		点火玉付脚線製造工程	5キログラム		40	2	2	
		延時薬装てん工程	2,000個	1日分	3	1	1	
		点火薬装てん工程	点火薬2キログラム 雷管 2,000個		2	1	1	
		仕上工程	2,500個(準備工室にあつては20,000個)		3	1	1	
		包装収かん工程	20,000個		5	2	1	
		分解工程	1,000個		2	1	1	
		一時置場	2,000,000個		0	2	0	
(16)	銃用雷管	湿式計量圧搾工程	雷管 150,000個 湿爆粉6キログラム		40	6	4	$2.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		湿式仕上工程	600,000個		15	4	1	

		乾式計量圧搾工 程	雷管 30,000個 爆粉1キログラム(準備 工室にあつては4キロ グラム)		5	2	1		
		乾式仕上工程	600,000個		4	1	1		
		乾燥工程	2,000,000個		2	2	1		
		一時置場	5,000,000個		0	2	1		
(17)	信号雷管	配合工程	15キログラム	1日分	1	1	1	10	
		装てん工程	爆薬15キログラム 雷管 5,000個		5	1	1		
		組立仕上工程	3,000個		8	2	2		
		一時置場	10,000個		0	2	1	15	
(18)	実包又 は空包	散弾銃用実 包	製造工程	雷管 100,000個 実包 100,000個 着管薬きょう 100,000個 火薬100キログラム		40	4	2	15
			一時置場	実包 200,000個 雷管 100,000個 火薬300キログラム		0	4	0	
		建設用びよ う打ち銃用 空包	発火部製造工程	爆粉4キログラム 発火部 100,000 個		6	2	1	
			装てん工 程	発火部又は雷管 100,000個 空包 100,000個 火薬40キログラム		6	2	1	
			仕上工程	空包 100,000個		15	2	1	
			一時置場	空包 1,000,000個 火薬150キログラム		0	2	0	
		その他の実 包又は空包	装てん工程	てん実弾丸 50,000個 雷管 100,000個 着管薬きょう 100,000個 実包又は空包 100,000個 火薬300キログラム		50	6	2	
			仕上工程	200,000個 (検査工室にあつては 2,000,000個)		40	6	2	
			混和工程	100キログラム	0.5日分	10	2	2	
			圧てん工程	100キログラム		25	3	2	
			一時置場	実包又は空包		0	4	0	

			1,000,000個 てん実弾丸 100,000個 雷管 100,000個 火薬600キログラム (実包又は空包のみを 存置する場合にあつて は2,000,000個)					
(19)	コンクリート破砕器 及びこれに使用する 原料用火薬	製造工程(点火具 製造工程を除 く。)	薬筒 5,000個 点火具 5,000個 火薬300キログラム	1日分	7	2	1	15
		点火具製造工程	点火具 10,000個 点火薬20キログラム		10	2	1	5
		一時置場	薬筒 50,000個 点火具 50,000個 コンクリート破砕器 50,000個 火薬 3,000キログ ラム		0	2	0	20
(20)	火管	点火雷管工程	雷管 10,000個 爆粉 0.4キログラム		12	2	1	15
		組立仕上工程	火管 5,000個 雷管 10,000個 火薬50キログラム		25	4	2	
		一時置場	40,000個		0	2	0	
(21)	信管	起爆雷管工程	起爆薬0.5キログラム 爆薬5キログラム 雷管 5,000個		25	2	1	20
		延時薬圧てん組 立工程	雷管 1,000個 火薬50キログラム		20	2	1	
		伝爆薬圧てん組 立工程	100キログラム		10	2	1	
		仕上工程	雷管 5,000個 伝爆薬100キログラ ム 信管 5,000個		30	4	2	
		一時置場	40,000個		0	2	0	
(22)	導爆線	第一種導爆線製 造工程	50キログラム		6	2	1	3.0× $\sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		第二種導爆線し ん薬製造工程	300キログラム		2	2	1	
		第二種導爆線含 薬工程	100キログラム		8	2	1	
		第二種導爆線仕 上工程	10キロメートル		8	2	1	
		一時置場	600キログラム		0	2	1	

(23)	導火線	しん薬製造工程	300キログラム		2	2	1	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		含薬工程	60キログラム		15	2	1	5
		仕上工程	200キロメートル		15	2	1	3
		一時置場	300キロメートル		0	2	0	5
(24)	弾薬	溶てん工程	4,000キログラム		20	4	2	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		圧てん工程	400キログラム		12	2	1	
		仕上工程	火管 2,000個 信管 2,000個 爆薬2,000キログラム 火薬2,000キログラム		30	6	3	
		えい光剤等混和工程	100キログラム	0.5日分	10	2	2	15
		えい光剤等圧てん工程	100キログラム		25	3	2	
		一時置場	10,000キログラム		0	4	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(25)	特殊弾	照明剤等混和工程	300キログラム	0.5日分	10	2	1	15
		照明剤等圧てん工程	200キログラム		20	2	1	
		仕上工程	雷管 1,000個 火管 1,000個 信管 1,000個 爆薬50キログラム 火薬1,000キログラム		30	6	3	
		一時置場	火薬4,000キログラム		0	4	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(26)	解撤	実包空包解体工程	100,000個		45	8	0	15
		弾薬類分解工程	2,000キログラム		30	8	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		弾薬類脱薬工程	3,000キログラム		14	4	0	
		特殊弾解体脱薬工程	1,000キログラム		10	8	0	15
		弾薬類用火管信管解体工程	2,000キログラム		35	8	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		特殊弾用火管信管解体工程	2,000キログラム		20	4	0	15
		一時置場	6,000キログラム		0	4	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
(27)	緊急脱出装置及びこれに使用する推進薬	推進薬製造工程	400キログラム	1日分	6	4	1	$2.8 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		組立工程	1,000キログラム		20	4	2	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		仕上工程	2,000キログラム		20	8	2	
		一時置場	10,000キログラム		0	12	5	
(28)	自動車用エアバッグ	成型工程	火薬600キログラム		10	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$

	ガス発生器	組立仕上工程	火薬及び点火具600 キログラム		50	6	2	[15] 火薬のみを使用 した火工品 の場合 15
		一時置場	2,000キログラム		0	4	0	
(29)	火薬又は爆薬を使用 した火工品であつて 他の欄に掲げるもの 以外のもの	成型工程	火薬600キログラム 爆薬300キログラム		10	3	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [15] 火薬のみを使用 した火工品 の場合 15
		仕上工程	火薬600キログラム 爆薬300キログラム		30	6	2	
		一時置場	2,000キログラム		0	4	0	
(30)	ロケット推進薬燃焼試 験場		3,000キログラム		20	6	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [10]
(31)	火薬類の爆発・燃焼 試験場、発射試験場 又は廃薬焼却場		60キログラム		20	2	0	20 停滞量が30 キログラム以 下の場合 1 0
(32)	煙火（がん具煙火を除く。）又はこれの 原料用火薬若しくは 爆薬	配合工程（塩素酸 塩を含有する火 薬又は爆薬及び 雷薬を除く。）	100キログラム	0.5日分	4	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		配合工程（塩素酸 塩を含有する火 薬又は爆薬に限 り、雷薬を除く。）	60キログラム	0.5日分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		配合工程（雷薬の 工程に限る。）	20キログラム	0.5日分	2	0	0	
		てん薬工程（発音 薬及び雷薬の工 程を除く。）	100キログラム	0.5日分	6	1	0	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		てん薬工程（発音 薬の工程に限 る。）	30キログラム		4	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		てん薬工程（雷薬 の工程に限る。）	20キログラム		2	0	0	
		玉込工程（割り物 及び雷の玉込工 程に限る。）	60キログラム （直径80センチメー トル以上の打揚煙火に あつては80キログラ ム。）		4	1	0	
		成型工程（玉込工 程（割り物及び雷 の玉込工程を除 く。）を含む。）	100キログラム		6	1	0	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		爆発の危険のあ る乾燥工程（日乾	300キログラム		2	1	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]

		場を除く。)						
		発火の危険のある乾燥工程（日乾場を除く。)	300キログラム		2	1	0	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔5〕
		日乾場	300キログラム		3	3	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔6〕
		組立仕上工程	200キログラム		10	1	0	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔5〕
		包装収かん工程	350キログラム		10	1	0	
		仕掛煙火消費準備工程	200キログラム		10	1	0	
		一時置場	1,000キログラム		0	2	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔8〕
(33)	がん具煙火又はこれの原料用火薬若しくは爆薬	配合工程（塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬の配合工程に限る。)	爆発の危険のある工場にあつては、30キログラム	0.5日分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔6〕
			発火の危険のある工場にあつては、50キログラム	0.5日分	2	1	1	〔5〕
		配合工程（塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬の配合工程を除く。)	爆発の危険のある工場にあつては、30キログラム	0.5日分	4	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔6〕
			発火の危険のある工場にあつては、100キログラム	0.5日分	4	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔5〕
		さい断せん孔工程	50キログラム		4	1	1	
		発音薬のてん薬成型工程（さい断せん孔工程を除く。)	30キログラム		4	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔6〕
		線香花火及びねり物のてん薬成型工程（さい断せん孔工程を除く。)	100キログラム		15	1	1	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔5〕
		発音薬、線香花火及びねり物以外のもののてん薬成型工程（さい断せん孔工程を除く。)	100キログラム		10	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔5〕
		爆発の危険のある乾燥工程（日乾場を除く。)	30キログラム		2	1	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ 〔6〕
			発火の危険のある乾燥工程（日乾場を除く。)	300キログラム		2	1	0

		る乾燥工程（日乾場を除く。）					[5]	
		日乾場	300キログラム		2	1	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		仕上工程	100キログラム		15	1	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		包装取かん工程	100キログラム		15	1	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		原料用火薬若しくは爆薬又はクラツカーボールのみの一時置場	1,000キログラム		0	2	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		原料用火薬若しくは爆薬又はクラツカーボール以外のがん具煙火の一時置場	1,000キログラム		0	2	0	$1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
(34)	信号焰管若しくは信号火せん又はこれらの原料用火薬	配合工程	100キログラム	0.5日分	2	1	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		発火薬製造工程	5キログラム		10	1	1	$2.4 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [5]
		てん薬工程	200キログラム		10	1	1	
		組立仕上工程	500キログラム		15	2	0	
		乾燥工程（日乾場を除く。）	500キログラム		2	1	0	
		日乾場	500キログラム		3	3	0	$1.5 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [6]
		一時置場	1,000キログラム		0	2	0	$2.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ [8]
(35)	煙火等の爆発・燃焼試験場又は廃薬焼却場	15キログラム		2	1	0	8	

備考

- 火工品の危険工室、火薬類一時置場又は日乾場について、停滞量の範囲が重量で示されている場合においては、その数量は、当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量をいうものとする。
- 爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第1条の6第1項又は第2項の例により爆薬に換算した数量とする。
- 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第1条の6第1項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。
- 保安間隔の項中の〔 〕内の保安間隔を示す数字は、計算式によつて算出される保安間隔にかかわらず、下ることができない保安間隔を示す。
- 一時置場の相互の保安間隔は、 $1.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$ で計算した距離以上とすること。
- 放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室から当該危険工室の放爆面以外の方向にある他の放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室に対する保安間隔は、必要に応じて適当な距離とすることができる。

- 7 始発筒及び緊急保安炎筒の製造に係る工室、日乾場及び一時置場については、信号焰管若しくは信号火せん又はこれらの原料用火薬の製造に係る工室、日乾場及び一時置場とみなしてこの表を適用することができる。
- 8 (7)の欄に掲げる起爆薬の起爆薬一貫製造工程の欄の規定については、当該危険工室における製造がもつばら機械によつて行われ、当該機械の運転中に当該危険工室に従業者が立ち入らない場合のみの規定とする。
- 9 (4)の欄に掲げるニトロ基を三以上含むニトロ化合物若しくはこれを主とする爆薬又はペンタエリスリットテトラナイトレート(ニトログリセリン及びニトログリコールを含有せず、かつ、ニトロ化合物を10パーセントを超えて含有している爆薬を含む。)の硝化工程及び風乾工程の作業を一工室において同時に行う場合には、保安間隔については、 $1.5 \times \sqrt{\text{停滞量}}$ 、定員の範囲については、作業員13人、運搬者3人、試料採取者2人、停滞量の範囲については、5,000キログラムとし、溶融工程及びてん薬工程の作業を一工室において同時に行う場合には、定員の範囲については、作業員15人、運搬者3人、試料採取者2人とする。
- 10 (15)の欄に掲げる電気雷管の点火玉付脚線製造工程又は点火薬装てん工程、延時薬装てん工程、仕上工程及び包装収かん工程の作業を一工室において同時に行う場合(延時薬装てん工程の作業を別工室において行い、その他の工程の作業を一工室において同時に行う場合を含む。)には、定員の範囲については、作業員45人、運搬者3人、試料採取者3人、停滞量の範囲については、点火薬2キログラム、雷管30,000個とする。
- 11 (16)の欄に掲げる銃用雷管の湿式計量圧搾工程及び仕上工程の作業を一工室で行う場合には、定員の範囲については、作業員30人、運搬者4人、試料採取者3人、停滞量の範囲については、雷管150,000個、湿爆粉6キログラムとする。
- 12 (18)の欄に掲げる実包又は空包のうち建設用びよう打ち銃用空包の発火部製造工程、装てん工程及び仕上工程の作業を一工室で行う場合には、定員の範囲については、作業員20人、運搬者2人、試料採取者1人、停滞量の範囲については、爆粉2キログラム、発火部又は雷管100,000個、火薬40キログラム、空包100,000個とし、その他の実包又は空包の装てん工程及び仕上工程を一工室において同時に行う場合には、定員の範囲については、作業員45人、運搬者6人、試料採取者2人、停滞量の範囲については、てん実弾丸50,000個、雷管100,000個、着管薬きよう100,000個、実包又は空包100,000個、火薬300キログラムとする。
- 13 (22)の欄に掲げる導爆線の第二種導爆線含薬工程及び第二種導爆線仕上工程の作業を一工室において同時に行う場合には、定員の範囲については、作業員8人、運搬者2人、試料採取者1人、停滞量の範囲については、爆薬100キログラム、導爆線10キロメートルとする。
- 14 (23)の欄に掲げる導火線の含薬工程及び仕上工程の作業を一工室において同時に行う場合には、保安間隔については、5メートル、定員の範囲については、作業員15人、運搬者2人、試料採取者1人、停滞量の範囲については、火薬60キログラム、導火線200キロメートルとする。
- 15 火薬、爆薬(起爆薬を除く。以下同じ。)又は火工品の製造試験を行う場合において、火薬のすべての工程の作業を一工室で行う場合には、保安間隔については、7メートル、定員の範囲については、作業員(運搬者及び試料採取者を含む。以下同じ。)3人、停滞量の範囲については、20キログラムとし、爆薬のすべての工程の作業を一工室で行う場合には、保安間隔については、10メートル、定員の範囲については、作業員3人、停滞量の範囲については、5キログラムとし、火工品のすべての工程の作業を一工室で行う場合には、保安間隔については、10メートル(発火の危険のある火工品にあつては、5メートル)、定員の範囲については、作業員4人、停滞量の範囲については、20キログラムとする。
- 16 本表に掲げる一時置場以外の一時置場に、異種の火薬類を一時的に存置する場合において、同時に存置することのできる火薬類の範囲は、規則第19条の表の上欄に掲げる区分による。こ

の場合において、停滞量は、規則第20条第2項の規定の例によるものとし、保安距離は、それぞれの火薬類に係る保安距離のうち大きい方の距離とし、保安間隔は、それぞれの火薬類に係る保安間隔のうち大きい方の距離とする。

- 17 (28)の欄に掲げる自動車用エアバッグガス発生器の組立仕上工程については、適切な間隔の確保等の一の製品等が発火した際に他の製品等への延焼を防止する措置を講ずるものとする。